「ポストコロナ元年~持続可能な発展に向けて~」 の実現に向けた提案・要望

<重点施策に関する提案・要望>

I 社会的課題の解決と経済の両立

■DXの推進による生産性の向上



1 自治体DXの推進【一部新規】



要望先 : 内閣府、デジタル庁、総務省

県担当課: 行政・デジタル改革課、情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 職員向けのテレワーク環境や県民、事業者向けのワンストップ、ワンスオンリーを実現する新たなデジタル基盤などを構築、維持、拡大するに当たり、膨大なイニシャルコストやランニングコストが課題となるため、DXの財源とすることが可能な財政的支援を継続的に行うとともに、更新期における財政措置も考慮すること。
- (2) 自治体ごとに異なる情報システムの標準化に向けて、規模の大きい自治体も含め、全自治体が参画するよう財政的インセンティブを設けること。
- (3) A I や I o T、V R・A R等のデジタル技術を活用した自治体事務の高度化・ 効率化及び地域課題を解決する取組について、先駆的に実施する自治体に負担が 集中せず、かつ各自治体への横展開を促進する技術的・財政的な支援を継続的に実 施すること。また、多くの自治体で取組が進むよう、支援対象となる要件の緩和や 自治体負担の軽減など弾力的な運用を図ること。
- (4) 行政事務のデジタル化・行政手続のオンライン化を促進するため、既存の法制 度について、地方からの要望・意見を十分に取り入れるとともに、デジタル化の支 障となっているアナログ規制の見直しを徹底すること。
- (5) 地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の推進について、人件費等が 自治体の負担となるため地方財政措置等を拡充すること。また、デジタル化を推進 する人材に必要なスキルを明確化し、J-LISや自治大学校でデジタル人材育成向け のラーニングパス等を設計し、体系的に学修できるようにすること。

- ・ 県民がデジタル化のメリットを実感できる行政サービスを計画的かつ効率的に提供していくため、業務のデジタル化、窓口のデジタル化の取組を加速させる必要がある。
- ・ 同時に、全ての職員がオンラインで業務を効率よく実施できるテレワーク環境の整備やペーパー ーレスの推進が不可欠である。
- ・ デジタル手続法でデジタル化の基本原則としている<u>「デジタルファースト」「ワンスオンリー」</u> 「コネクテッド・ワンストップ」を実現するためには、県民や県内事業者向けの新たな基盤の構 <u>築が必要となる。</u>特に、更なる行政サービスの向上に向けては、デジタル社会の基盤となる官民

- データの連携が重要であり、現在国が整備を進めているベース・レジストリとの連携基盤の構築 が急務であると考える。
- ・ 自治体のDXに関わる投資を早期にかつ強力に推進することが重要だが、<u>自治体にとって膨大</u> <u>なイニシャルコストやランニングコストが課題となる。</u>
- ・ 国は、<u>基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、令和7年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとして</u>いる。
- ・ 情報システムの標準化・共通化については、<u>規模の大きい自治体では業務プロセスやシステムを擦り合わせる調整に相当の負担が発生するため、導入を促進させるには、国が強力なイニシア</u>ティブを取り、負担に見合うだけの財政的インセンティブを設けることが必要である。
- ・ 多様な県民ニーズに対応すべく、<u>自治体事務の高度化・効率化及び地域課題を解決する取組を</u> 進めるためには、AIやIoT、VR・ARなどの先進的なデジタル技術の活用が必要となる。
- 自治体においては、新たなデジタル技術の導入意向はあるものの、経費負担が足かせとなり、 本格導入する以前に試行的な導入ですら対応できない事例も多い。
- ・ 令和3年度に創設されたデジタル田園都市国家構想交付金においては、<u>自治体で既に導入されている優良事例の横展開に対応しているものの、地域でのコンソーシアムの形成、データ連携のモデル実装、マイナンバー申請率といった要件や煩雑な実施計画書の提出など、申請に向けては</u>一定のハードルが存在するため、条件の緩和が求められる。
- ・ デジタル化が困難な添付書類(例:医師の診断書や戸籍謄本)を求められているなど、<u>法令等の規制がデジタル化の支障となっている手続があることから、こうしたアナログ規制の徹底的な見直しを図るべきである。</u>
- ・ デジタル人材確保・育成の人件費等について<u>特別交付税措置が創設されたが、「全額措置」ではない</u>ため財政的な負担が推進の妨げになるおそれがある。また、研修の充実により履修科目が増加することから、DXリーダーやデータアナリストなど<u>デジタル人材分野ごとのラーニングパスを国が設計・提示し、効果的な学修を促すことで自治体職員の負担を軽減することが求められる。</u>

2 自治体DXの推進に伴うセキュリティの確保



要望先 : 内閣府、デジタル庁、総務省

県担当課:情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) エンドポイント・セキュリティについては、主として自治体が実施するものではあるが、情報システムの整備及び管理の基本的な方針(地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン)の中に、エンドポイント・セキュテリィに関する規準や規格について一定の見解を示すこと。
- (2) 端末におけるセキュリティ対策の負担が増えることから、対策に必要な財政措置を講じること。
- (3) 自治体職員のリテラシー向上、専門的知識を有する人材の確保・育成などの施策の強化及び財政措置を講じること。
- (4) 官民データに係るデータの標準化を推進するに当たり、本人認証やデータの真正性確保などを担うトラストの枠組みについて、自治体でも活用できる信頼性の高い全国共通の基盤を早期に整備すること。
- (5) サイバー攻撃に打ち勝つことが困難になった状況を踏まえ、現在の連携や協働をベースとしたパッシブディフェンス(受動的な防御)だけでなく、発生し得るサイバー攻撃を予見し得る"状況認識"と被害を軽減させる"備え"を整備するアクティブディフェンス(能動的な防御)を盛り込んだ計画の策定に向けてサイバーセキュリティ戦略本部と緊密に連携しながら検討すること。

- ・ DXの進展に伴い、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、クラウドサービスの活用やテレワークの推進が求められている。<u>政府がクラウドバイデフォルトの原則に基づき、</u>システムの標準化や共通のクラウド基盤を整備することが前提ではあるが、それと同時に、<u>サイバー攻撃の対</u>策を十分に行う必要がある。
- ・ さらに、<u>テレワークの推進により、時間や場所にとらわれない働き方が進むとエンドポイントのセキュリティ対策が重要となる。</u>このため、<u>サーバー及び端末のセキュリティ対策、職員のリテラシー向上、専門人材の確保等に要する経費の増大が見込まれる。</u>
- ・ また、ベース・レジストリに代表される官民データに係る<u>データの標準化を推進するに当たり、</u> 本人認証やデータの真正性確保などを担うトラストの枠組みは必須であり、その上で、信頼性の 高い全国共通の基盤を国が構築して、自治体でも活用できるように整備する必要がある。
- ・ さらに今後DXの進展を見据え、<u>現在の受動的な防御(パッシブディフェンス)だけでなく、</u> 能動的な防御(アクティブディフェンス)についても、サイバーセキュリティ戦略本部との緊密 連携の中で実現に向けた計画策定を検討すべきである。

3 インフラ建設DXの推進に関する支援



要望先 : デジタル庁、経済産業省、国土交通省 県担当課: 県土整備政策課、道路環境課、河川環境課

◆提案・要望

- (1) 3Dデータの継続的な取得及び利活用のために必要な財源を確保すること。
- (2) ICT施工を通じて、中小企業へデジタル技術を普及促進するため、財政支援 や知識習得、技術基準の策定等に関する技術支援を継続・拡充すること。

◆本県の現状・課題等

本県では、令和3年3月に「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定し、インフラ建設分野においてもi-Constructionを始め、様々な情報通信技術を活用した生産性の向上による働き方改革に取り組んでいる。今後、継続的に推進していくためには、以下の課題があるため、上記事項について要望する。

< 3 Dデータの取得・利活用>

- ・ 本県では、令和3年度から県管理道路・河川の3D測量、発注課所への高性能PCやソフトの配備を実施し、今後、調査・設計、施工及び維持管理等に3Dデータを活用していくこととしている。
- しかしながら、継続的に取り組んでいくためには、安定的な財源の確保が課題となっている。

<ICT施工の普及促進>

- ・ 本県では、平成28年度から令和3年度までにICT活用工事を166件実施し、年々、着実に実施件数が増え、その効果が実感されてきているところであるが、受注者希望型の発注における実施率は、ICT土工でも4割弱にとどまっており、更なる普及促進が課題となっている。
- ・ 受注者が I C T施工を実施しない理由として、「高額な I C T 建機や測量機器、3 D データを扱うための高性能 P C やソフト等の導入費用」が依然として多く挙がっており、普及が進むまでの当面の間、 I C T 建機や測量機器等の調達に当たっての助成制度の継続が必要である。
- ・ また、本県の建設工事を担う中小企業では、建設労働者の高齢化も進む中、ICT施工の実施 に必要な知識の習得が進んでいないため、支援の継続が必要である。
- ・ 令和4年度には、国土交通省より小規模工事におけるICTの技術基準が公表され、その効果 を実感しているところであるが、更なる普及促進に向けて、引き続き自治体工事で効果が見込ま れる工種や規模の拡大、見積を要する項目に関わる標準歩掛の設定等の支援の継続が必要である。

◆参考 本県における建設生産プロセスの変革イメージ



4 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化



要望先 :環境省

県担当課:産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化の推進に向け法整備を行うこと。 また、電子化に当たっては、申請様式の精査や簡素化を含め、国が全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (2) システム構築に際しては、手数料の電子納付や公的証明書の確認に必要な関係 行政庁とのネットワーク構築や証明書に代わる自動確認の仕組みなどを導入し、 申請受付・予約から審査、起案・決裁、許可証交付までを完結できる機能を持た せるなど、必要な措置を講じること。

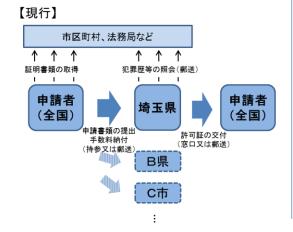
◆本県の現状・課題等

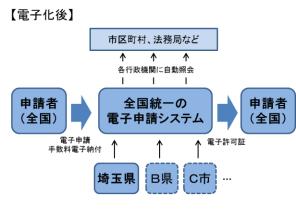
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、リモート会議やテレワークの普及などの行動変容が 進むなど、社会全体のデジタル化の進展が強く求められているところである。本県では、「埼玉県 デジタルトランスフォーメーション推進計画」(令和3年3月)に基づき、DXを強力に進めてい る状況である。
- ・ 産業廃棄物処理業の許可事務は法定受託事務であり、廃棄物処理法施行規則第9条の2により 様式や添付書類が定められ、紙での提出を前提とした制度となっているところであり、電子申請 やペーパーレス化、ひいてはテレワークなど働き方改革の妨げとなっているところである。
- ・ また、審査に際しては、適正な業務の遂行を期待し得ない事業者を確実に排除するため、法に 定める欠格要件に該当しないか調査することが求められている。そのため、国の通知等に基づき、 商業登記簿などの確認のほか、申請者である個人や法人が欠格要件に該当しないか、市区町村や 検察庁宛てにも照会を行い、これら証明書を紙で取得した上で、審査を完結させている。
- ・ 当該事務は法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、都道府県をまたいで活動する事業者も多いことから、申請者の利便性の向上や許可業務の円滑化等といった観点を踏まえ、電子申請・審査の導入に当たっては、全国一律に実施する必要がある。
- ・ また、申請受付・予約から審査までをシステム上で完結できる機能を持たせ、利便性を高める には、関係行政庁から電子証明書を取得できるネットワークの構築やシステム連携などが必要で あるが、自治体の権限では実現困難である。

◆参考

- ○システム導入による効果
 - ①行政コストの削減(人件費、郵送料、紙の印刷・保管など)
 - ②申請者の利便性向上(ワンストップ、申請手数料の縮減など)
 - ③処理期間の短縮

○全国統一の電子申請システムのイメージ





5 社会保障・税番号制度への確実な対応【一部新規】



要望先 : 内閣官房、デジタル庁、総務省

県担当課:情報システム戦略課

◆提案・要望

- (1) 社会保障・税番号制度は国家的な社会基盤であることから、セキュリティ強化対策や今後の制度改正に伴うシステム改修の費用はもとより、マイナポータルへの連携や中間サーバーの維持管理、さらにはマイナンバーカードの普及に不可欠な交付事務費等、マイナンバー制度の運用に伴い不可避的に生じる経費について、地方公共団体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。
- (2) マイナンバーによる情報連携を行う業務においては、住民票関係情報から世帯 構成員を把握できるようにするなど、マイナンバーによる情報連携により添付書 類を省略しても必要な情報が取得できるよう、省庁間の調整も含めて国が責任を もって対応すること。
- (3) マイナンバーカード取得促進に係る各種施策を受けて、交付申請枚数が増大することが予測されることから、交付事務を担う地方公共団体の負担とならないよう、申請手続・交付事務の簡素化やシステムの安定化等万全の対策を講じること。
- (4) マイナンバー制度の意義や具体的なメリット、セキュリティ対策等について、 広報に係る取組を更に強化すること。

- ・ 番号制度の導入に当たり地方公共団体で必要となる情報システムの整備に係る経費については、 概ね国庫補助金が手当てされた。
- ・ しかし、<u>情報システムの運用経費やマイナポータルへの連携、中間サーバーの維持管理、さらにはマイナンバーカードの普及に不可欠な交付事務</u>費等については、一部普通地方交付税措置がなされるものの地方公共団体の負担は大きく、今後の制度改正や対象事務の増加による負担についても、明確な方向性が示されていない。
- ・ さらに、日本年金機構の個人情報流出事案を踏まえた総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」(平成27年12月25日)において、高レベルのセキュリティ対策が求められており、一部経費については国庫補助の対象とされているものの、実質的な地方公共団体の負担が大きい。
- ・ マイナンバーによる情報連携では「住民票関係情報」から世帯構成員を網羅的に把握できない など、実務上添付書類の削減につながらない業務がある。
- ・ 令和6年秋に健康保険証を廃止しマイナンバーカードへ一体化されることが発表され、さらに 運転免許証との一体化も令和6年度末に前倒しされることが発表されたことにより、マイナンバーカードの交付申請枚数の増大が予測され、交付事務等を行っている地方公共団体の負担も増大する恐れがある。
- ・ マイナンバーカードの更なる普及促進のためには、マイナンバー制度の意義や具体的なメリッ ト、セキュリティ対策等の広報の強化が必要である。

6 地域医療情報連携ネットワークを踏まえたデータヘルス改革の推進



要望先 : デジタル庁、消防庁、厚生労働省

県担当課:医療整備課

◆提案・要望

データヘルス改革として進められている、患者本人や全国の医療機関等が患者の保健 医療情報を閲覧できる仕組みの整備に当たっては、先行して地域で実施している地域医 療情報連携ネットワークの実績を踏まえて、閲覧できる情報の種類やその機能を検討し、 地域で成果をあげている取組や機能を仕組みに取り入れること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の利根保健医療圏(7市2町)では、ITを活用した医療連携を行うことにより、地域の 医療資源を有効に活用し、住民が地域で完結できるような「地域完結型医療」の実現を目指すた め、平成24年度から地域医療情報連携ネットワーク「埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワーク (とねっと)」を導入している。
- ・ 「とねっと」は、利根保健医療圏において、地域の病院や診療所、臨床検査施設等をネットワークで結び、患者情報を共有している。
- ・ 令和4年12月末までに、152の医療機関等が参加し約3万5千人の住民が利用者登録しており、 参加医療機関等が患者情報を共有し診療を行うほか、糖尿病にかかる病診連携(地域連携パス)へ の活用や救急搬送時の利用、健康記録管理の機能を備え、効果的で効率的な地域医療の推進に役 立てている。
- ・ 一方、国ではデータヘルス改革として、患者や全国の医療機関等が患者の保健医療情報を確認できる仕組みの整備を進めている。
- ・ これまでに、医療機関等において特定健診情報や薬剤情報が閲覧可能となっており、令和4年 9月からはレセプト情報をもとにした診療情報の閲覧が可能となっている。
- これに加えて、電子カルテ情報の共有の仕組みについても検討が進められている。
- ・ 「とねっと」のような地域医療情報連携ネットワークは、共有した電子カルテ情報等を利用し 運用しており、国の仕組みと重複することが想定される。
- ・ このため、国の仕組みの整備にあたっては、地域医療情報連携ネットワークの実績を踏まえて、 閲覧できる情報の種類やその機能について検討し、地域で成果をあげている取組や機能を国の仕 組みに取り入れ、効果的・効率的に実施できるよう構築していく必要がある。

◆参考

○地域医療情報連携ネットワーク

- ・ I Tを活用した情報共有として、病院、診療所等の間で診療上必要な医療情報を、患者の同意の下、電子的に共有、閲覧する仕組みとして、国の交付金等を活用し全国で200以上整備されている。
- ・ ネットワークに参加する医療機関等の間で効率的に医療情報を共有することが可能となることから、患者の状態に合った質の高い医療の提供が可能となったり、投薬や検査の重複が避けられることにより患者の負担を軽減できたりするなどの効果が期待される。

7 ナショナルデータベース(NDB)の活用促進



要望先 : 厚生労働省 県担当課: 保健医療政策課

◆提案・要望

- (1) 都道府県がNDB(連結された介護DBを含む)の利用を希望する場合の申請 書類を簡略化し、申請からデータ利用開始までの期間の短縮を図ること。
- (2) 匿名レセプト情報等第三者提供窓口の相談体制の充実を図ること。
- (3) 取得データの内容に応じて段階的なセキュリティ要件を設定し、レベルに応じたセキュリティ環境とすること。
- (4) 現在、ホームページで一般公開されているNDBオープンデータについて、要望に応じて公表する集計データの充実を図るとともに、二次医療圏別の集計データの公表項目を拡充すること。
- (5) 都道府県が利用目的に応じた結果データを随時取得できるよう、情報セキュリティの確保や個人情報保護に配慮した上で、NDBデータのオンライン利用が可能となるようシステムの構築を図ること。

- ・ ナショナルデータベース(NDB)は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費 適正化計画の作成・調査・分析に活用するため、電子化されたレセプト情報や特定健診等情報等 のデータについて、匿名化処理を行った上でデータベース化したものである。
- ・ NDBデータの分析は、医療ビッグデータとして二次医療圏における患者の疾患や人数など、 どの地域にどの程度の医療需要があるのかを具体的に把握することを可能とし、地域の課題を把 握し、医療政策の方向性を検討する上で有用であると見込まれる。
- ・ <u>しかし、現状では、都道府県がNDBの利用を希望する場合、個別に厚生労働省に利用申請を</u> 行う必要があるほか、申請時には具体的な集計イメージの添付など多岐にわたる申請書類が必要 であり委託業者のサポートが不可欠である。
- ・ <u>また、申請後に原則として厚生労働省の設置する有識者会議の審査を受ける必要があり、仮に</u> 審査で認められても、提供までに半年程度を要する場合もある。
- ・ <u>提供されたデータは、施錠可能で入退室状況を管理している部屋でインターネットに接続しない端末での利用に限られるなど、その内容にかかわらず一律に環境要件が厳しく設定されており、専門の研究機関以外では、事実上利用困難となっている。</u>
- ・ なお、平成28年度から、個別の政策や研究とは別に、典型的かつ一般的な観点からNDBデータを集計した「NDBオープンデータ」が、厚生労働省のホームページ上で公表されている。
- ・ <u>しかし、このオープンデータは、公表される項目が限られており、令和4年度に公表された第7回オープンデータにおいても、薬剤データ等の項目では二次医療圏別のデータはなく、都道府</u> 県単位の集計しかない。

- ・ <u>現状では、NDBデータの利用はハードルが高く、より簡便な形で利用可能となるよう運用を</u> 見直す必要がある。
- ・ さらに、令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」が成立し、都道府県はNDBと介護DBを連結したデータの提供が受けられることとなった。
- ・ <u>NDBと介護DBを連結して解析することは、医療・介護施策の総合的な検討に資すると考えられることから、当該データの提供についても、今後簡便な方法で運用される必要がある。</u>

◆参考

〇NDB第三者提供依頼申出者の状況(承諾案件のみ)※平成23年度~令和3年度

依頼申出者	件数
大学・大学院	182件(53.4%)
厚生労働省	76件(22.3%)
研究開発独立行政法人等	26件(7.6%)
都道府県	19件(5.6%)
国所管の公益法人	15件(4.4%)
国の行政機関	12件(3.5%)
市区町村	8件(2.3%)
その他	3件(0.9%)
合計	341件(100.0%)

(厚生労働省資料 第10回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会資料から)

8 地方税のDX推進に係る規制緩和、支援充実【新規】



要望先 : 内閣府、デジタル庁、総務省、国土交通省

県担当課:税務課

◆提案・要望

<自動車税>

- (1) 自動車保有関係手続のワンストップサービス(以下「OSS」という。)については、中古車の移転登録などの利用率が低く、窓口における申請件数が減らないため、窓口業務に係る県の経費削減効果が十分発現できないことから、OSSの改修を早急に行い、中古車の移転登録などにおける全ての添付書類の電子化や、ヘルプ機能の充実等による操作性の向上等を図ること。
- (2) 自動車税・軽自動車税の障害者減免については、国の情報提供ネットワークシステムだけで減免を判定することができず、障害者手帳の原本を確認する必要があることから、情報提供ネットワークシステムに減免に必要な全ての情報を一元化し、各自治体がシステムで減免の判定ができるようにすること。
- (3) 合衆国軍隊構成員等の所有する自動車の自動車税種別割については、徴収方法 は証紙徴収によらなければならないとされ、キャッシュレス納付など収納事務の 効率化の支障となっていることから、証紙現物による徴収以外の方法が可能とな るよう法令を改正すること。

<納稅証明書>

(4) 納税証明書の交付請求、交付手続の電子化については、全国統一的なオンライン化が令和7年末までに実現できるよう、国において早急に具体的な検討を進めること。

また、公的機関への納税証明書の提出については、法令や運用等により書面等による添付が義務付けされているものがあるので、県の内部のバックオフィス連携により納税証明書の添付を省略できるよう、下記の法令や運用等の規制緩和を行うこと。

- 建設業法施行規則第4条(建設業許可申請の手続)
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第7条第2項(公益法人の 認定の手続)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則、環境省「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」(優良産廃処理業者認定制度)

<軽油引取税>

(5) 令和6年から申告や免税手続に電子申請が導入される予定であるため、農業を 用途とする軽油の免税については、免税軽油使用量の報告をはじめ、現状の各種手 続や添付書類の必要性を抜本的に再検証したうえで必要性の低いものについては 規制緩和を行うこと。

そのうえで、継続すべき必要な手続等については、新たなシステムにおいてバックオフィス連携やワンスオンリー化による申請手続等の省力化や、スマートフォンからの申請を可能とするなど、納税者の利便性向上と行政事務の効率化を図ること。

<税務事務のテレワークの実施等>

(6) マイナンバー利用事務について、一律にテレワークの実施を禁止している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を見直し、税務事務におけるテレワークの導入を推進すること。

また、ガイドラインの規制により、税務事務へ文書管理システム等を導入する場合には、LGWAN接続系とインターネット接続系のネットワークから独立したマイナンバー利用事務系のシステムを構築することが求められているため、県がシステム開発を行う場合の負担に対して必要な財源措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

<自動車税>

(1) OSS

- ・ OSSは国により平成17年12月に運用が開始され、埼玉県では平成18年4月から導入をしている。新車新規登録や車検時の継続検査での利用率はともに50%を超え一定の利用が進んでいるが、中古車の移転登録での利用率は約2%程度にとどまるなど、それ以外の手続における利用が進んでいない。
- ・ 現行のOSSは、中古車の移転登録手続がOSS上で完結せず譲渡証明書を運輸支局へ直接持参する必要があることや、入力画面に十分なヘルプ機能等がないため、一定の専門知識がないと入力に多くの時間を要するなど、利用者にとって使いにくいシステムとなっており利用率低迷の大きな要因となっている。
- ・ OSSの利用率が低く、窓口での申請数の減少が進まないため、システム導入の効果として期 待される窓口業務等に係る県の経費削減効果が十分に発現できていない。

(2) 障害者減免

- ・ デジタル庁が管理する情報提供ネットワークシステムでは、障害者の障害等級や世帯構成など の情報は管理されているが、自動車税・軽自動車税の減免に必要な情報(当該障害者が自動車税・ 軽自動車税の減免を受けているか)は管理されていない。
- ・ これはマイナンバーを扱っている当該情報提供ネットワークシステムが管理できる情報が、マ イナンバー法で限定されているためである。
- ・ その結果、現状ではこれらの情報を確認するため、障害者手帳の原本を確認する必要があり、 原則として、申請者は都道府県・市区町村窓口に出向かなければならない。

(3) 合衆国軍隊構成員等の所有する自動車の自動車税種別割

- ・ 合衆国軍隊構成員等の所有する自動車の自動車税種別割は、日米地位協定の実施に伴う地方税の臨時特例法第4条で「証紙徴収の方法によらなければならない」と規定されている。
- ・ 当該規定により、証紙徴収以外の徴収方法を導入できる余地がないため、キャッシュレス納付の導入などによる徴収事務の効率化の支障となっている。

<納稅証明書>

・ 「地方税における電子化の推進に関する検討会」は、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、令和7年末までに、全国統一的にオンライン化することを目指すこと としているが、納税証明書の電子化については具体的検討が進んでいない。 ・ 本県では、県民サービスの向上と行政事務の更なる効率化のため、庁内の行政手続でのバック オフィス連携を行うことにより納税証明書の省略を進めているが、法令等により納税証明書の提 出を求める手続があり、推進の支障となっている。

<軽油引取税>

- ・ 地方税法において農業を用途とする軽油の免税を受けるためには免税軽油使用者証及び免税証 に係る2種類の申請と毎月の報告が必要とされ、手続きが煩雑である。
- ・ 脱税防止を重視した制度設計により結果的に手続の煩雑さを招いているため、不正使用防止の 効果を担保しつつも、より手続等がしやすい制度に改善を図る必要がある。
- ・ 令和6年から申告や免税手続に電子申請が導入されるため、特に農業免税については、免税軽油使用量の報告をはじめ、現状の各種手続きや添付書類の必要性を抜本的に再検証して、手続の電子化を図るうえで、必要性の低いものの規制緩和を行う必要がある。
- ・ そのうえで、継続すべき必要な手続については、新たなシステムの導入に際してバックオフィス連携やワンスオンリー機能の導入により申請手続等を省力化するとともに、スマートフォンからの申請を可能とするなど、より手続がしやすいシステムを構築し、納税者の利便性向上と行政事務の効率化を図る必要がある。

<税務事務のテレワーク実施等>

- ・ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は、マイナンバー 利用事務系におけるテレワークを一律に禁止しているため、マイナンバー利用事務系の事務であ る税務事務についてはテレワークを実施することができない状況に置かれている。
- ・ また、同ガイドラインでは、地方公共団体が利用するマイナンバー利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系の各接続系について、マイナンバー利用事務系は他の接続系と分離することとしているため、他の接続系で導入されているシステムをマイナンバー利用事務系と接続して利用することはできない。
- ・ マイナンバー利用事務系で更なるペーパーレス化や省力化などを進めるためには、文書管理システムの導入が不可欠であるが、マイナンバー利用事務系だけで利用するシステムを構築しなければならないため、他の接続系にあるシステムとは別にシステム開発費用が必要となっている。

9 金融機関の諸手続における押印不要化、電子化等の実現【新規】



要望先 : デジタル庁 県担当課: 出納総務課

◆提案・要望

金融機関が諸手続において商取引慣行上求めている押印や書面の提出について、デジタル庁から全国銀行協会、金融庁等に働きかけて、早期に押印不要化や電子化等を実現すること。

- ・ 本県では、DXはいきなり最終的な変革を実現しようとするのではなく、「デジタイゼーション」「デジタライゼーション」といった段階を経て「デジタルトランスフォーメーション」に至る流れが適切であると考えている。
- ・ この考え方に基づき、本県ではまず「オフィスのペーパーレス化」から取り組むこととし、紙 文化の象徴といえる押印の見直しや、使い勝手の良いデジタルツールの導入なども実施してきた ところである。
- ・ ペーパーレスを行政内部の効率化のみに止めず、広く民間にも波及させるためには、<u>金融機関</u> が諸手続において商取引慣行上求めている押印や書面の提出についても、押印不要化や電子化等 を実現する必要がある。
- ・ このことについては、令和2年7月2日付け「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」 (規制改革推進会議)においても、早急に解決策を検討し、実行に移すよう、提言されている。
- ・ 特に県においては、金融機関を通じて県民・法人に対する公金の取扱を行っていることから、 金融機関の諸手続を押印不要化や電子化する取組は、本県DXビジョンの実現につながるものと して重要である。

■資源のスマートな利用の推進



1 再生可能エネルギー等の普及拡大



要望先 :経済産業省、資源エネルギー庁、環境省

県担当課:エネルギー環境課

◆提案・要望

- (1) 地方公共団体が進める地域の脱炭素化の取組を幅広く支援する観点から、「地域 脱炭素移行・再工ネ推進交付金」の予算を拡充するほか、国庫補助事業の地方負 担分や地方単独事業に対しても地方財政措置を確実に講じること。
- (2) 地域の脱炭素化に向け、家庭や企業等における再生可能エネルギー活用設備や、電力の効率利用に不可欠な蓄電池のほか、コージェネレーションシステム等の導入に対する支援の拡充、各設備の性能向上や価格低減に向けた技術開発を進めること。
- (3) 地域の脱炭素化に当たって重要となる熱エネルギーの活用を進めるため、太陽熱・地中熱・バイオマス熱のほか、工場からの廃熱等も含めた効率利用について 導入支援を充実させること。
- (4) A I や I o T などのデジタル技術を活用した V P P や、地域マイクログリッド、 複数事業者間での熱の共同利用などエネルギーの面的な活用に向けた研究・技術 開発や導入支援を強化すること。

- ・ 脱炭素化に向けては、再生可能エネルギーの活用が検討課題となるが、電力の安定供給のためには、蓄電池や系統との連携、多様なエネルギー源の確保など、バランスを取った施策の展開が必要である。
- ・ 日本全体の電力需要は 2010 年をピークに 10%減少している一方、電力の設備容量は 28%増加 しており、特に太陽光発電の設備容量はこの 10 年間で 12 倍に増えている。
- ・ 電力需要が減少し、設備容量が増加する一方で、冬になると供給不足に陥っているのは、天 候に左右されやすい太陽光発電設備が機能していないためである。
- ・ 2018年1月、東京電力管内において世界で最も長い8日間で13回ものデマンドレスポンスが 導入されたが、その大きな要因は太陽光発電設備からの電力供給が雪により長期間停止したこ とにあった。
- ・ こうした事態を繰り返すことがないよう、本県では中小企業等及び家庭の双方で蓄電池など の再生可能エネルギー活用設備や省エネ設備の導入補助を実施しているが、今後、更に導入を 促進していくためには、設備性能の向上や価格の低減を図ることも重要である。
- ・ また、AIやIoTなどのデジタル技術を活用したVPPや、地域マイクログリッド、複数 事業者間での熱の共同利用など、エネルギーの面的な利用を進めていくことも重要である。

2 電動車(EV・PHV)の普及拡大



要望先 : 警察庁、経済産業省、資源エネルギー庁、

国土交通省、環境省

県担当課:大気環境課

◆提案・要望

(1) 電動車(EV・PHV)の購入及び充電インフラ整備のための補助制度を継続・ 拡大すること。

(2) 地方公共団体が多額の一般財源を投入することなく地域の実情に応じて電動車 (EV・PHV)への補助が実施できるよう、財政的支援制度を創設すること。

- ・ 本県の二酸化炭素排出量の約4分の1が運輸部門からの排出であることから、二酸化炭素の排出が少ない電動車(EV・PHV)の普及が必要である。
- ・ グリーン成長戦略の目標(2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車100%を実現)を踏まえ、埼玉県5か年計画(令和4年度~8年度)では、新車(乗用車)販売台数における電動車(EV・PHV・FCV・HV)の割合を令和8年までに56.0%の目標を設定した。本県では令和3年末現在、新車(乗用車)販売台数における電動車の割合は44.6%(全国44.7%)である。
- ・ <u>このうち、電動車(EV・PHV)の割合は1.4%(全国1.8%)と非常に低い状況にあり、ガ</u>ソリン車との価格差の解消及び充電場所のさらなる整備が、普及のために欠かせないと考えられる。
- ・ さらに近年、災害時避難所等での電動車の給電機能を活かした支援活動が注目されており、電 動車は「走る蓄電池」として社会的に認知されつつある。
- ・ <u>令和4年度の9月補正から県独自に給電機能を有する電動車(EV・PHV)及び外部給電器</u> <u>の導入費補助事業を開始した。地方公共団体が多額の一般財源を投入することなく地域の実情に</u> 応じて電動車(EV・PHV)への補助が実施できるよう財政的支援制度の創設が必要である。

■輝き続ける人材の育成・確保



1 保育士の処遇改善と人材確保の推進



要望先 : こども家庭庁、文部科学省

県担当課:少子政策課

◆提案・要望

- (1) 保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が 他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を 定めること。
 - ・ 隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じないよう、地域の実情を 十分に反映した地域区分を設定すること。
 - ・ 地域区分は公務員の地域手当の区分だけでなく公示価格など他の客観的指標 も考慮すること。
 - ・ 公定価格の抜本的な見直しが行われるまでの間、特定の地域に不利益が生じないよう地域区分の設定方法について新たな特例を導入するなど柔軟な対応を 講じること。
 - ・ また、個々の公定価格の地域区分の設定に関係する地方自治体の意見が反映される仕組みを早急に導入すること。
- (2) 公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- (3) 研修機会確保のため、公定価格において研修代替職員確保に要する費用の拡充を図ること。
- (4) 保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き 続き強力に推進し、国において十分な財源措置を図ること。

- ・ 本県では待機児童対策として、令和5年度に、2,500 人分の保育サービス受入枠の拡大を予定 しており、保育士の確保が喫緊の課題となっている。
- ・ 本県の保育士の有効求人倍率は、令和5年1月に3.80倍と高い水準にあり、今後も保育士不足の深刻化が見込まれる。
- ・ 保育士の新規人材の確保と離職の防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが必要であり、子ども・子育て支援新制度における公定価格を適切な水準に設定する必要がある。
- ・ <u>公定価格の地域区分は市区町村ごとに設定されており、東京都特別区や隣接する県内市町村と</u> <u>の間で公定価格に大きな差が生じているなど、地域の実情を十分に反映した区分となっていない。</u>

- ・ 県内の保育団体からは、埼玉県は地代などの経費が高いため、運営費を人件費に十分充てられないという意見もある。平均公示価格と地域区分の関係で見ると、県内の一部の市は平均公示価格が高いにもかかわらず地域区分が6%(東京都特別区は20%)と低い状況にある。
- ・ 保育士確保策を引き続き強力に推進し、財源については、地方に負担を転嫁することなく、国 において十分な財政措置を図ることが必要である。
- ・ <u>公定価格には人件費が含まれているが、その割合は示されていないため、保育士給与への配分</u> が適切に行われているか不明確である。
- ・ 平成 29 年度から実施している保育士等キャリアアップ研修では修了要件として、1分野につき 15 時間以上の受講が義務付けられており、受講者は最低でも2日程度保育所等を離れることとなる。

2 放課後児童健全育成事業の充実



要望先 : こども家庭庁 県担当課: 少子政策課

◆提案・要望

- (1) 待機児童や対象学年の拡大に対応した量の拡充、適正規模の支援単位への移行 促進、従事者の処遇改善及び研修の着実な実施を図れるよう、コロナ禍における感 染対策を含む運営費及び整備費補助等において十分な財政措置を行うこと。
- (2) 放課後児童クラブの定員増につながる、余裕教室などの既存施設を活用した改修整備に対する補助負担割合について、国庫負担割合の嵩上げ措置を実施し、現行の国:県:市町村=1/3:1/3:1/3から、国:県:市町村=2/3:1/6:1/6へ変更すること。

- ・ 本県では、1,967 か所の放課後児童クラブで児童の受入れを進める一方、令和4年5月の待機 児童数1,554人は全国2位の水準であり、更なるクラブの整備が不可欠である。
- ・ 厚生労働省令では、児童の集団活動の規模(支援単位)は、おおむね40人以下とされたが、本 県ではまだ多くのクラブが40人を超える規模となっており、適正規模の支援単位への移行を強 力に促進する必要がある。
- ・ 一方で、適正規模の支援単位に移行するためには、新たな施設整備と従事者の確保が必要であ り、より一層、整備費補助及び処遇改善事業等の拡充が必要である。
- ・ 令和3年度補正予算において、放課後児童支援員等を対象に月額9,000円の処遇改善が計上されたが、更なる拡充が必要である。
- ・ また、厚生労働省及び文部科学省連名で平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、引き続き、新たに放課後児童クラブを整備する場合には、学校施設を徹底的に活用し、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指すとしている。
- ・ 平成 28 年度からは、一億総活躍社会の実現への加速を目指した放課後児童クラブの前倒し整備を促進するため、クラブの新設整備については、国庫負担割合の嵩上げが行われ、市町村の負担が軽減された(国:県:市町村=1/3:1/3:1/3 → 2/3:1/6:1/6)が、余裕教室など既存施設を活用した放課後児童クラブの改修整備については、従来どおり、国、県、市町村が3分の1ずつの負担割合のままである。
- ・ なお、「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度が最終年度であるため、次期プランにおいて、新設整備の国庫負担割合の嵩上措置の動向等を注視していく必要がある。
- ・ 令和4年度補正予算において放課後児童クラブの新設整備(ハード整備)のみ、国庫負担割合 (2/3→5/6)の嵩上げ措置が実施された。

◆参考

○本県における放課後児童クラブ利用児童数及び待機児童数(各年度5月1日現在※)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用児童数(人)	68,078	71,004	70, 162	72, 447	75, 511
待機児童数(人)	1,657	2,049	1,665	1, 230	1,554

[※]令和2年度は7月1日現在

3 医学部の新設



要望先 : 文部科学省、厚生労働省

県担当課:医療人材課

◆提案・要望

医師不足に対処するため、医師偏在指標に基づき「医師少数都道府県」に指定された地域や、医学部定員が少ない地域については、医学部新設の対策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ <u>本県は国が算定した医師偏在指標で44位の「医師少数都道府県」であり、医師不足問題が深刻</u> 化している。
- ・ 全国最速で高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。
- ・ <u>また、本県は医学部定員1人当たりの18歳人口が全国で最も多く、医学部入学の機会均等が崩れて</u>いる。

◆参考

○医師偏在指標

	医師多数都道府県(上位33.3%)			
1位	東京都 (332.8)			
2位	京都府(314.4)			
3位	福岡県(300.1)			
:				
16位	滋賀県(244.8)			

	医師少数都道府県(下位33.3%)			
32位	栃木県(215.3)			
:	:			
44位	埼玉県(177.1)			
45位	青森県(173.6)			
46位	岩手県(172.7)			
47位	新潟県(172.7)			
	I=\			

(単位:万人)

○高齢者(75歳以上)人口の増加率

				(- /3/(/	
		2015年の人口	2025年の人口	増加率	
	埼玉県	77.3	120.9	+56% (1位)	
	千葉県	70.7	107.2	+52% (2位)	
	神奈川県	99.3	146.7	+48% (3位)	
	鹿児島県	26.5	29.5	+11%(45位)	
	秋田県	18.9	20.9	+11%(45位)	
	山形県	19.0	21.0	+10%(47位)	

^{※「}平成30年 日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)を基に埼玉県作成

○埼玉県の医療・介護ニーズの将来推計

入院患者数	2013年:35,811人/日 → 2035年:49,881人/日
在宅医療等の必要量	2013年:46,152人/日 → 2025年:82,372人/日

^{※「}第7次埼玉県地域保健医療計画」より抜粋

○令和5年度医学部定員1人当たりの18歳人口

	18歳人口		18歳人口
埼玉県	480.9人(1位)	高知県	49.7人(45位)
静岡県	278.2人(2位)	鳥取県	45.5人(46位)
兵庫県	213.2人(3位)	石川県	44.5人(47位)

^{※「}令和2年度学校基本調査」(文部科学省)、「令和5年度大学医学部入学定員」(文部科学省)を基づ埼玉県作成

^{※「}医師偏在指標」(厚生労働省)(令和2年2月6日版)